

## 指定障害児通所支援事業者の指定取り消しについて

大阪府は、児童福祉法の規定により、下記の指定障害児通所支援事業者の指定を取り消しますのでお知らせします。

### 1 指定取消対象事業者

- (1) 法人名 株式会社つむぎあい
- (2) 代表者 代表取締役 大下 和幸
- (3) 法人所在地 枚方市招提元町二丁目 25 番 14 号 2 F

### 2 事業所名及び所在地

- (1) 事業所名称 つむぎあい児童デイサービス
- (2) 所在地 枚方市養父元町 2 番地 10 号店舗 3
- (3) サービス種別 放課後等デイサービス

### 3 指定取消年月日

平成 28 年 3 月 31 日

### 4 指定取消の理由

#### (1) 不正請求

平成 25 年 11 月～平成 27 年 3 月の障害児通所給付費について、サービスを提供していないにもかかわらず、虚偽のサービス提供記録等を作成してサービスを提供したように装い、不正に障害児通所給付費を請求し受領した。

#### (2) 虚偽物件の提出

監査において、虚偽の物件を提出した。

#### (3) 虚偽答弁

監査において、虚偽の答弁を行った。